



平成 28 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 サイオステクノロジー株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 喜多 伸夫
(コード番号 3744 東証第二部)
問 合 せ 先 常 務 執 行 役 員 小林 徳太郎
電 話 0 3 - 6 4 0 1 - 5 1 1 1

平成 28 年 12 月期第 1 四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出のお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 12 日開催の取締役会において、下記のとおり、企業内容等の開示に関する内閣府令第 17 条の 15 の 2 第 1 項に規定する四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書を関東財務局へ提出することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 対象となる四半期報告書

平成 28 年 12 月期第 1 四半期報告書

2. 延期前の提出期限

平成 28 年 5 月 16 日

3. 延長が承認された場合の提出期限

平成 28 年 6 月 16 日

4. 提出期限の延長を必要とする理由

平成 28 年 4 月 26 日に公表いたしました「平成 28 年 12 月期第 1 四半期決算発表の延期のお知らせ」に記載のとおり、当社では当社連結子会社である株式会社関心空間(旧商号「株式会社 SIIIS」)において、過去の複数年度において、一部の補助金交付事業に係る取引における経費の水増しや架空の売上げの計上がなされていた疑い等、会計処理について精査を要する事項が存在していたこと(以下、本件事象)が判明したことから、監査役(社外監査役を含む)及び社外取締役からなる社内調査委員会を設置し、外部法律事務所及び専門調査会社の補助を得つつ、調査を行っております。

現在、社内調査委員会において進められている本件事象の調査及び当社の連結業績に与える影響に関する検証には相応の時間を要し、調査結果によっては過年度有価証券報告書等の訂正報告書の作成が必要となる可能性が生じ、監査法人の追加的監査手続等も必要となることから、社内調査委員会の調査とこれを踏まえた監査法人による四半期レビュー報告書の受領が平成 28 年 12 月期第 1 四半期報告書の提出期限に間に合わない見込みとなりました。

このため、当社は、当該四半期報告書の提出期限の延長に係る承認申請書を提出することといたしました。

株主をはじめ、投資家の皆様、お取引先及び関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をお掛けいたしますことを深くお詫び申し上げますとともに、ご理解のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

5. 今後の予定

今回の提出期限延長に係る申請が承認された場合には、速やかにお知らせいたします。

以上